

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月26日
【会社名】	JALCOホールディングス株式会社
【英訳名】	JALCO Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 順一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号
【電話番号】	050-5536-9824
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大浦 隆文
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号
【電話番号】	050-5536-9824
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大浦 隆文
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	26,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成24年12月26日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 発行総額のうち1,100,000,000円は、現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によることを決議しております。

3. 本株式の発行は、平成25年2月20日(水)開催予定の当社臨時株主総会において承認されることを条件といたします。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	26,000,000株	1,300,000,000 (200,000,000)	650,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	26,000,000株	1,300,000,000 (200,000,000)	650,000,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額のうち200,000,000円を金銭による払込みの方法で行い、1,100,000,000円を金銭以外の財産の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)による方法で割り当てます。金銭による払込金額の総額は、「発行価額の総額」欄の( )内に記載しております。

3. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、650,000,000円であります。

## 4. 金銭以外に出資の目的とする財産の内容

割当予定先のうち、次に掲げる者が当社に対してそれぞれ有する金銭債権の元本額のうち、各欄に定める金銭債権の額。なお、当社は、次に掲げる者との間で、本株式の募集に係る金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年2月20日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件として当初契約における弁済期日を本株式の払込期日である平成25年2月21日とする旨の変更契約を締結しております。また、次に掲げる者が有する金銭債権の元本額と現物出資の額との差額については、金銭にて返済いたします。

割当予定先(債権者)の氏名	借入日	当初契約における弁済期日	借入金額	利率	現物出資による給付額及び割当株式数
カタリスト株式会社	平成24年 4月25日	平成25年 3月31日	20,000,000円	15%	左記借入金額のうち20,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち400,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 5月14日	平成25年 5月31日	50,000,000円	15%	左記借入金額のうち50,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち1,000,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 7月27日	平成25年 7月26日	50,000,000円	15%	左記借入金額のうち50,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち1,000,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 7月30日	平成25年 7月29日	200,000,000円	15%	左記借入金額のうち200,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち4,000,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 8月10日	平成25年 8月9日	50,000,000円	15%	左記借入金額のうち50,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち1,000,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 8月28日	平成25年 3月31日	20,000,000円	15%	左記借入金額のうち20,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち400,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 9月19日	平成25年 9月18日	110,000,000円	15%	左記借入金額のうち110,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち2,200,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 10月29日	平成25年 10月28日	120,000,000円	15%	左記借入金額のうち120,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち2,400,000株相当分)。
カタリスト株式会社	平成24年 12月21日	平成25年 2月21日	90,000,000円	15%	左記借入金額のうち90,000,000円(同人に対する割当株式数14,200,000株のうち1,800,000株相当分)。
幅田 昌伸	平成24年 3月30日	平成25年 3月29日	200,000,000円	15%	左記借入金額のうち200,000,000円(同人に対する割当株式数7,800,000株のうち4,000,000株相当分)。
幅田 昌伸	平成24年 12月5日	平成25年 3月29日	190,000,000円	5%	左記借入金額のうち190,000,000円(同人に対する割当株式数7,800,000株のうち3,800,000株相当分)。

## (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
50	25	100株	平成25年2月21日（木）	-	平成25年2月21日（木）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 金銭による出資の申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 金銭以外の財産の現物出資による申込みの方法は、「総数引受契約」を締結することとし、デット・エクイティ・スワップによる払込みの方法によります。現物出資の目的とされた当社に対する本金債権1,100,000,000円は、申込みに係る株式の払込みに充当されて消滅します。
- 本株式を割当てた者から申込みがない場合には、本株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
JALCOホールディングス株式会社 [管理部]	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 田園調布支店	東京都大田区田園調布二丁目51番11号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,000,000	13,800,000	186,200,000

(注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、本届出書等開示費用 500,000円、臨時株主総会開催費用 2,000,000円、第三者委員会意見入手費用 3,000,000円、弁護士費用 3,000,000円、割当先調査費用 300,000円、登記費等 5,000,000円であり、消費税等は含まれておりません。

- 本第三者割当増資発行価額のうち、1,100,000,000円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）であり、金銭として払い込まれる予定の金銭は200,000,000円であります。

## (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
遊技機レンタル・割賦販売事業における仕入資金	186	平成25年2月～3月

遊技機レンタル・割賦販売事業のマーケットであるパチンコ業界においては11月から2月の間に新規開店、リニューアル等が集中する傾向があり、これに伴い中古パチンコ・パチスロ機の需要も大きくなります。当社及び当社子会社である株式会社ジャルコアミューズメントサービス(以下、「JAS」といいます。)は、この時期を大きな商機と捉え、既取引先へのロットアップ及び新規取引先の獲得を図るべく中古パチンコ・パチスロ機の仕入資金として約2億円を投入する予定であり、本件増資による手取金のうち1億86百万円を充当する予定であります。

(注) 本第三者割当増資発行価額のうち、1,100,000,000円はカタリスト株式会社及び幅田氏が当社に対して有する貸付債権元本を現物出資するものであり、その借入年月、金額、利率、返済期日及び具体的使途は以下のとおりであります。

## 当社のカタリスト株式会社からの借入金

借入年月	金額(百万円)	利率	返済期日	具体的な使途
平成24年4月	20	15%	平成25年3月31日	ジャルコ運転資金
平成24年5月	50	15%	平成25年5月31日	当社運転資金
平成24年7月	50	15%	平成25年7月26日	中古パチンコ・パチスロ機仕入
平成24年7月	200	15%	平成25年7月29日	中古パチンコ・パチスロ機仕入
平成24年8月	50	15%	平成25年8月9日	中古パチンコ・パチスロ機仕入
平成24年8月	20	15%	平成25年3月31日	ジャルコ運転資金
平成24年9月	110	15%	平成25年9月18日	中古パチンコ・パチスロ機仕入
平成24年10月	120	15%	平成25年10月28日	中古パチンコ・パチスロ機仕入
平成24年12月	90	15%	平成25年2月21日	LED、防犯カメラ他仕入資金

調達金利につきましては、以下のことを踏まえてカタリスト株式会社(以下、「カタリスト」といいます。)と協議したうえで決定しており、一般的な商取引において妥当な水準の範囲内に属していると判断しております。

1. 本件が無担保借入であること
2. 返済期限の設定はあるものの、期限到来後についても同額での期限延長についての内諾を得ており、当社にとって恵まれた条件であること
3. 現在の経済情勢、当社グループの業績を勘案すると、上記1.2.と同様の条件で他の第三者から資金調達を行うことは極めて困難と思料されること
4. カタリストからは当該資金調達のために、相応のコストを負担の上、社債を発行し調達を行っている旨説明を受けており、カタリストが利益を得ることを目的として、本件貸付を行っているとは考えられないこと

## 当社の幅田氏からの借入金

借入年月	金額 (百万円)	利率	返済期日	具体的用途
平成24年3月 (1)	200	15%	平成25年3月29日	中古パチンコ・パチスロ機仕入
平成24年12月 (2)	190	5%	平成25年3月29日	ジャルコ借入金返済

- 平成24年3月に、幅田氏が全株式を保有し、かつ代表取締役を務める株式会社エスコ（以下、「エスコ」といいます。）より2億円の借入を行いました。本件増資に対する引き受けをお願いした際に、幅田氏が個人による引き受けをご希望されたため、エスコと幅田氏との間で、平成24年12月5日付で、債権譲渡契約を締結し、当社は、平成24年12月5日付の債権譲渡通知書を受領しております。
- 当初は、当社の連結子会社である株式会社ジャルコ（以下、「ジャルコ」といいます。）における人員整理のための退職金、拠点縮小（本社ビル縮小、平和島倉庫撤退、国内外工場における資産移動のための経費を含む。）等の構造改革資金として、株式会社M-1インベストメント（代表取締役 藤井隆氏）（以下、「M-1インベストメント」といいます。）より平成23年5月31日を初回として段階的に合計2億50百万円の借入を行いました。その後、返済期限到来に際して借り換えにに応じていただけず、金融機関その他からの再調達が難しい状況の中で、平成23年12月22日に発行決議を行った第三者割当増資において引受人となられていた幅田氏にご融資をお願いした結果、平成24年1月に、エスコより当該借入金の一部返済資金としてジャルコに1億90百万円をご融資いただいたものであります。  
本件増資に対する引き受けを打診した際に、幅田氏が個人による引き受けを希望したため、平成24年12月5日付で、新たに、当社が幅田氏より1億90百万円の借入を行い、その資金をジャルコに対して貸し付けて、ジャルコは同日付でエスコに返済を行っております。従いまして、本有価証券届出書提出日現在におきましては、当社の借入金となっております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	カタリスト株式会社
	本店の所在地	東京都世田谷区弦巻三丁目25番18号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 田辺 順一
	資本金	2百万円
	事業の内容	投資業、事業コンサルティング
	主たる出資者及びその出資比率	田辺 順一 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	平成24年9月30日基準日の株主名簿によりカタリスト株式会社が当社株式240,000株を保有していること（所有割合2.35%、第7位）、代表取締役田辺順一氏が当社株式2,592,538株を保有していること（所有割合25.47%、第1位）を確認しております。
	人事関係	代表取締役田辺順一氏は、当社、株式会社ジャルコ、及び株式会社ジャルコアミュージックメントサービスの代表取締役社長を務めております
	資金関係	当社は、カタリスト株式会社より本日現在で、7億10百万円の借入を行っております。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	幅田 昌伸
	住所	京都府京都市左京区
	職業の内容	勤務先の名称：株式会社さら 所在地：京都府京都市右京区山ノ内西裏町15番地の67 事業の内容：印刷物の企画・製作及び写真撮影業務、コンピュータソフトウェアの開発・企画・製作・管理・販売 勤務先の名称：株式会社エスコ 所在地：京都府京都市右京区山ノ内苗町29番地の4 事業の内容：不動産の売買、賃貸借、所有、及び管理に関する事業
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	平成24年9月30日基準日の株主名簿により幅田昌伸氏が当社株式1,492,538株を保有していること（所有割合14.66%、第2位）を確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社は、幅田昌伸氏より本日現在で、3億90百万円の借入を行っております。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ウォーターフィールド
	本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿三丁目16番10号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 瀧澤 泰三、瀧澤 亮三郎
	資本金	10百万円
	事業の内容	不動産の売買、賃貸及び管理 有価証券の売買、保有及び運用
	主たる出資者及びその出資比率	瀧澤 泰三 40%、瀧澤 亮三郎 35%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。 ただし、当社は、瀧澤泰三氏が代表を務める株式会社デジタルテクノサービスより本日現在で、30百万円の借入を行っております。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	杉山 昌子
	住所	千葉県松戸市
	職業の内容	無職
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	平成24年9月30日基準日の株主名簿により杉山昌子氏が当社株式500,000株を保有していること（所有割合4.91%、第3位）を確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

### c 割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様を始めとするステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善、経営基盤の強化を図っていくことが、当社が果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、当社グループの経営状況及び事業戦略等をご理解いただける候補先に対して第三者割当による新株式の発行を行うことを検討してまいりました。

上記に基づき、当社は、連結純資産の増強、所要資金の調達を早期かつ確実に図る必要があることから、既に当社グループの経営状況や事業戦略等をご理解いただいております、友好な関係を築いている株主様、取引先に対しまして、引き受けをお願いいたしました。その結果、当社は、当社に対して金銭債権を有するカタリスト及び幅田氏との間で、当該金銭債権を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）とする第三者割当による増資引受けを実施することについて合意するに至り、また、株式会社ウォーターフィールド（以下、「ウォーターフィールド」といいます。）及び杉山氏との間で金銭出資による増資引受けを実施することについて合意するに至りました。

各割当先を選定した理由については以下のとおりです。

#### <カタリスト株式会社>

カタリストは、当社代表取締役社長田辺氏が全株式を保有し、かつ代表取締役を務める、投資事業を主な生業とする事業会社であり、平成20年5月にジャルコに対して運転資金を融資して以来、株主、あるいは投資家として継続的に当社グループのご支援をいただいております。本件増資における現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の原資となる当社への貸付金（本有価証券届出書提出日現在 残高7億10百万円）についても、当社が、電子機器用部品事業における整理縮小、遊技機レンタル・割賦販売事業における中古パチンコ・パチスロ機の仕入を行うにあたって、当社が金融機関その他からの調達が難しい状況の中で、平成24年3月を初回として（当該借入金については返済済みであり、現存しているのは平成24年4月以降の借入金となります。）ご対応いただいたものであります。

カタリストは、当初、当社への貸付金の原資を借入によって調達しておりましたが、遊技機レンタル・割賦販売事業における資金需要が急速に高まってきたことから、平成24年7月を初回として、資金使途を当社グループの事業、特に遊技



機レンタル・割賦販売事業に対する投融資とする社債発行を行うことによって、当社への貸付金の原資を調達しております。カタリストが社債発行によって調達した資金のうち、当社は6億40百万円（JAS中古パチンコ・パチスロ機仕入5億30百万円、ジャルコ運転資金20百万円、ジャルコLED、防犯カメラ他仕入資金90百万円）を借り入れております。なお、上記のとおり、当社は、カタリストが社債を発行する前である平成24年3月よりジャルコ又は当社運転資金として、カタリストから借入を行っておりますが（本有価証券届出書提出日現在残高70百万円）、カタリストからは、貸付金の原資として調達した借入金は、当該社債発行によって調達した資金によって返済済みである旨、説明を受けております。また、当社のカタリストからの借入利率は年利15%であります。現在の経営情勢、当社グループの経営成績、財政状態等を勘案すると金融機関、その他第三者から資金調達を行うことは極めて困難である一方、カタリストからは、社債発行等の資金調達を行うにあたっては支払利息以外にも諸経費が発生している旨の説明を受けており、カタリストが当社に対して貸付を行うことによって、一定の利益を確保しているとは見なされるものの、無担保借入であること、返済期限到来時においても期限延長が可能な借入であることなど総合的な条件を鑑みると、一般的な商取引において妥当な水準の範囲内に属していると判断しております。

カタリストの社債引受先あるいは引受候補先は、個人投資家を中心であり、その属性、引受金額なども多岐にわたっております。このため、引受候補先の選定には何らかのネットワーク及び引受候補先からの信用が必要であり、引受先の決定に至るまでには数多くの候補先との折衝を行った上で、個別にきめ細かい対応が必要となります。従いまして、カタリストがこれらのノウハウを有している一方で、当社には不足していることを勘案しますと、当社が、直接カタリストの社債引受先から資金調達を行うのは困難であったと考えられ、カタリストが調達した資金を、当社が事業資金としてお借り入れするという形が最も合理的な方法であったと判断しております。

本件増資を現物出資にて引き受けることによって、直接的な元金及び支払利息の償還財源を放棄することとなりますが、カタリストからは、本件増資を行うことで、当社グループの事業再編を推進していくことが、早期に収益を改善するための最良の選択であるとともに、安定した経営基盤を構築することにつながり、中長期的には、当社から貸付利息を収受し続けることを上回る株主利益の向上につながると判断していること、償還期限到来時においては、再投資いただける可能性が高いこと、仮に一部の引受先による再投資が難しい場合でも再調達の目処が立っていること、現在、当社グループとは関与がない収益案件が進行中であり、今後、当社からの受取利息を財源としなくとも支払利息の財源は確保できる見込みであることについて説明を受けております。

なお、上記のとおり、カタリストは、その全株式を田辺氏が保有しており、取締役も田辺氏1名のみの方であることから、田辺氏とカタリストは一体と見なされるとともに、当社株式についても既に共同保有報告を行っており、議決権行使方針も同一である旨報告を受けております。

< 幅田昌伸氏 >

幅田氏は株式会社さら（以下、「さら」といいます。）代表取締役であります。さらは、昭和61年に設立され、各種印刷物の企画・製作及び写真撮影業務、コンピュータソフトウェアの開発・企画・製作・管理・販売業を主業務とし大手不動産会社や大手百貨店等にカタログ等を提供している会社です。当社代表取締役社長田辺氏がさらの本業の製造に関わる部分での相談を、田辺氏の信用が厚い旧い友人を介して受けたのをきっかけで知己となり、当社グループの構造改革の進展と新規事業の将来性、製造業とのシナジーを深くご理解いただいた結果、当社が、平成24年2月に新株発行による第三者割当増資を行った際には、1,492,538株を引き受けることとなりました（平成24年9月30日現在所有持株数第2位）。その後も、幅田氏には、電子機器用部品事業における製造部門の譲渡、PT.JALCO ELECTRONICS INDONESIAの土地（地上建設権）・建物の譲渡先決定などの事業再編、新規事業である遊技機レンタル・割賦販売事業の収益性を高く評価していただき、幅田氏が全株式を保有し、かつ代表取締役を務めるエスコより、当社グループに対して総額で3億90百万円をご融資いただいております。エスコからご融資いただくこととなった経緯につきましては、ジャルコが、人員整理のための退職金、拠点縮小（本社ビル縮小、平和島倉庫撤退、国内外工場における資産移動のための経費を含む。）等の構造改革資金として、M-1インベストメントより平成23年5月31日を初回として段階的に合計2億50百万円の借入を行っていましたが、返済期限到来に際して借り換えに応じていただけず、金融機関その他からの再調達が難しい状況の中で、平成23年12月22日に発行決議を行った第三者割当増資において引受人となられていた幅田氏にご融資をお願いした結果、平成24年1月に、エスコより当該借入金の一部返済資金として1億90百万円をご融資いただいたものであります。その後、平成24年3月に、遊技機レンタル・割賦販売事業における中古パチンコ・パチスロ機の仕入資金として、当社に対して2億円のご融資をいただき、上記のとおり、エスコから当社グループに対するご融資残高は3億90百万円となりました。幅田氏がエスコによるご融資を選択された理由は、融資を行った時点においては返済期限までに返済を受けることを前提としており、その窓口としては貸付原資を有するさらが製造・販売を業とする事業会社であることから、グループの投融資を行う企業と位置づけられているエスコを窓口とした旨説明を受けております。

なお、本件増資の引受にあたっては、当社株式を安定保有し、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスを支援するという観点から、議決権行使の際に幅田氏以外の意思が介入する可能性が存在するさら、エスコではなく、幅田氏個人として、当社グループへの貸付金全額について現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の形でお引き受けいただく旨のお申し出をいただきました。このため平成24年3月に、当社がエスコより借り入れた2億円につきましては、平成24年12

月5日付で、エスコと幅田氏の間で債権譲渡契約を締結し、当社は、エスコより同日付の債権譲渡通知を受領しております。また、平成24年1月に、ジャルコがエスコより借り入れた1億90百万円につきましては、平成24年12月5日付で、新たに、当社が幅田氏より1億90百万円の借入を行い、その資金をジャルコに対して貸し付けて、ジャルコはエスコに返済を行っております。

<株式会社ウォーターフィールド>

ウォーターフィールドの代表取締役である瀧澤氏は、株式会社トーヨーコーポレーション代表取締役であります。株式会社トーヨーコーポレーションは、昭和27年に設立され、シルクスクリーンの売買及び輸出入を営む事業会社であり、経営成績も安定しております。当社代表取締役社長田辺氏が、田辺氏の信用が厚い旧い友人を介して瀧澤氏をご紹介いただいたのをきっかけに知己となり、遊技機レンタル・割賦販売事業の将来性について強い関心をお持ちいただき、平成24年6月には瀧澤氏が代表取締役を務める株式会社デジタルテクノサービスより中古パチンコ・パチスロ機仕入資金として30百万円を貸し付けていただいております。本件増資にあたりましては、財務基盤、収益力及び資金調達力の強化が、当社グループの一段の事業再編に大きく寄与するとのご判断から、金銭出資としてお引き受けの意向を賜りました。ウォーターフィールドは、不動産の売買、賃貸及び管理、有価証券の売買、保有及び運用を業とする事業会社であります。瀧澤氏がウォーターフィールドを本件増資にかかる引受先とした理由につきましては、瀧澤氏が経営するグループ企業の中で、同社をグループが外部に対して行う投融資の窓口として位置づけられているためという説明を受けております。

<杉山昌子氏>

杉山氏は、当社代表取締役社長田辺氏の証券会社時代の同僚であり旧い友人であります。杉山氏には、カタリストが、当社グループの遊技機レンタル・割賦販売事業に対する投融資を目的とする社債発行による資金調達においてお手伝いをいただいております。その中で遊技機レンタル・割賦販売事業の進取性、将来性について高く評価していただき、平成24年7月に田辺氏が保有する当社株式のうち500,000株を取得されております（平成24年9月30日現在所有持株数第3位）。本件増資にあたりましては、財務基盤、収益力及び資金調達力の強化が、当社グループの一段の事業再編に大きく寄与するとご判断から、金銭出資としてお引き受けのご意向を賜り、金融資産のみならず複数の不動産を所有しているなど資産的な裏付けも十分であると考えられることから、割当先として杉山氏を選定させていただきました。

## d 割り当てようとする株式の数

氏名	株式数	内訳			
		現物出資		金銭出資	
		株式数	給付の額	株式数	払込金額
カタリスト(株)	14,200,000株	14,200,000株	710,000,000円	-	-
幅田 昌伸	7,800,000株	7,800,000株	390,000,000円	-	-
(株)ウォーターフィールド	2,000,000株	-	-	2,000,000株	100,000,000円
杉山 昌子	2,000,000株	-	-	2,000,000株	100,000,000円
合計	26,000,000株	22,000,000株	1,100,000,000円	4,000,000株	200,000,000円

## e 株券等の保有方針

当社は、カタリストより割当新株式について、基本的に長期保有する予定である旨の報告を口頭で受けております。ただし、今後、株主の安定化をより強固にするために、カタリストが本件増資により所有する株式を当社グループの協業先等に譲渡することも想定しており、譲渡を行う場合の相手先は、当社グループと友好的かつ安定的な協業関係を構築し、安定株主となり得る事業法人等に対して譲渡を行う旨の報告を受けております。

また、幅田氏、ウォーターフィールド及び杉山氏からも、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスを支援する意思を有しており、基本的に当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向をいただいておりますが、併せて、何らかの事由により当該株式を売却の際は、経済合理性の観点から当社の企業価値を妨げることはないよう、市場動向を配慮しながら売却を行う旨の意向をいただいております。

なお、当社は各割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、各割当先との間では、払込期日までに、新株式効力発生日（平成25年2月21日）より2年間、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、以下のとおり、本第三者割当による本株式の発行の払込を行うことが可能であり、資金またはそれに準ずる資産を保有している旨を表明した書面を各氏より受領しております。

カタリスト、幅田氏に対して発行する本株式合計の22,000,000株につきましては、デット・エクイティ・スワップの手法を採用するため、金銭の払込みはありません。また、ウォーターフィールド及び杉山氏につきましては、金銭による払込みがあります。

本株式の発行に係る払込額につき、以下の内容を確認いたしました。

イ．カタリストの引受は、金銭出資の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）であることから、既に当社に借入金として入金されております。

カタリストの当社への貸付金の原資については、社債発行による調達である旨、カタリスト、各引受人で締結された無担保普通社債総額引受契約書（本有価証券届出書提出日現在17通）にて確認いたしました。カタリストからは、償還期限到来時においては再投資いただける可能性が高いこと、仮に一部の引受先による再投資が難しい場合でも再調達の目処が立っていること、現在、当社グループとは関与がない収益案件を進行中であり、今後、当社からの受取利息を財源としなくとも支払利息の財源は確保できる見込みであることについて説明を受けております。

ロ．幅田氏の引受につきましては、金銭出資の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）であることから、既に当社に借入金として入金されております。

幅田氏の当社への貸付金の原資については、エスコからの借入である旨、幅田氏、エスコ間で締結された金銭消費貸借契約書にて確認いたしました。また、エスコの幅田氏への貸付金の原資については、その全額が幅田氏が代表取締役を務めるさらからの借入であり、さらのエスコへの貸付金の原資については自己資金である旨、預金通帳、口座利用明細の写しにて確認いたしました。

本件増資にあたりましては、幅田氏が個人での引き受けをご希望されたため、エスコが保有する当社グループ向けの債権を、幅田氏から当社への債権に移動することとなりましたが、当社グループと幅田氏、エスコの間だけではなく、幅田氏、エスコ、及びさらの間においても適正な契約等が締結されていることを確認済みであり、また、上記のとおり、口座利用明細によって、さらの資金が自己資金であることも確認済みであります。

- ハ．ウォーターフィールドの引受は、金銭出資であり、その原資が、瀧澤泰三氏が代表取締役を務める株式会社テークウェイ(以下、「テークウェイ」といいます。)からの借入である旨預金通帳の写しにて確認いたしました。テークウェイは、昭和61年2月に設立され、不動産の売買賃貸管理を主業としております。同社からウォーターフィールドへの貸付金の原資については自己資金である旨、預金通帳の写しにて確認いたしました。また、前記預金通帳及びヒアリングによって、本件引受がテークウェイの本業に影響を及ぼすものではないことも確認済みであります。
- ニ．杉山氏の引受は、金銭出資であり、その原資は自己資金である旨預金通帳の写しにて確認するとともに、杉山氏の資産保有状況について直接ヒアリングを行い、本件引受後においても相応の資産を保有されていることも確認いたしました。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先のカタリスト、幅田氏、ウォーターフィールド及び杉山氏が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実、割当先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社日本危機管理機構にて確認しております。

なお、当社は、割当先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

新株式の発行価額につきましては、本件増資の確実性及び迅速性を確保しつつ、当社が必要とする引受を充足できる割当先が限定されている点等を勘案し、割当予定先であるカタリスト、幅田氏、ウォーターフィールド及び杉山氏との間で協議を重ねた結果、発行価額を1株50円に決定いたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日から遡る1ヵ月の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場の公表した当社株式の終値の単純平均株価59.57円に対して16.06%のディスカウント、直前営業日から遡る3ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価54.87円に対して8.87%のディスカウント、遡る6ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価54.41円に対して8.10%のディスカウント、直前営業日の終値60円に対して16.66%のディスカウントとなっております。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本件増資の実行について審議を行い、

- ・当社グループが、本件増資を実行する必要性
- ・割当先への本件増資の実行が、中長期的な観点からは、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に資すると考えられること
- ・当該発行価額は、平成24年9月末の1株当たり連結純資産7円28銭の約6.9倍であり相応のレベルであると考えられること
- ・3ヵ月平均、6ヵ月平均の当社株式の終値の単純平均株価に対するディスカウント率は10%未満であること

などの理由から、本件増資は、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができるものであり、当該発行価額による本件増資の実行には合理性があるものと判断しております。

当該発行価額による本件増資の実行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める「特に有利な金額による発行」に該当するとの判断から、当社は平成25年2月20日開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価額を50円として、本件増資を行うことといたしました。

また、上記ディスカウントの対象先にはカタリストも含まれておりますが、カタリストが、本件増資にあたって、当社に対する貸付金を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)することにより、当社に対する貸付金にかかる利息を放棄すること、及び同時期に発行する株式に対する適正な評価は同一にならざるを得ないことから、他の割当先と同様のディスカウントとすることは妥当であると判断いたしました。

なお、当該取締役会において、発行の目的及び理由、資金調達、資金使途、希薄化率、割当先の選定、発行条件など本件増資に関する内容等を総合的に検討した結果、本件増資を上記条件で行うことについて、当社の全監査役(うち社外監査役3名)より、その必要性、相当性を認めるとの意見を確認しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件増資により増加する株式数は26,000,000株であり、平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数10,175,915株に対し255.51%となり、希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者に該当いたします。

当社は、平成25年2月20日に臨時株主総会を開催し、株主の意思確認手続を実施する予定であり、本件増資の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくことにしております。

加えて、当社は、本件増資が、既存株主様に対して大規模な希薄化を生じさせること、及び引受先のうちカタリスト、幅田氏、杉山氏が既に当社の大株主であることに鑑み、当社から一定程度独立しつつも社内の状況に精通した第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者委員会において本件増資の必要性及び相当性が認められるか否かについて調査・検討をいただきました。

本第三者委員会設置にあたりまして、当社は、法律顧問である二重橋法律事務所に、独立性確保の見地から、当社が全く面識のない外部委員のご紹介をお願いし、弁護士法人三宅法律事務所 渡邊雅之弁護士をご紹介いただきました。本第三者委員会は、渡邊弁護士、当社取締役、監査役の中で社外要件を充たしている三嶋良英取締役、鈴木英一監査役の3名から構成されております。

当社から、本第三者委員会に対して、本件増資に至るまでの経緯、現在までの損益及び財政状態並びに資金繰りの状況、今後の事業計画及び資金計画、当社及び当社グループが直面している喫緊の課題等について具体的な資料の提出を行った上で説明を行い、同委員会からの質問に回答いたしました。

本第三者委員会は、本件増資の必要性、本件増資の相当性( . 本件増資の適法性、 . 第三者割当増資選択の相当性、 . 本件増資の規模及び現物出資と金銭出資の内訳の相当性、 . 本件増資の引受先選定の相当性、 . 本件増資にかかる新株発行条件の相当性)について検討いたしました。その結果、

抜本的な事業再編を実現するためには、当社の連結純資産を大幅に増強しておくことが必要不可欠であり、商機を逸するリスクを鑑みれば、早急な資金調達が必要とされるという経営判断には妥当性が認められ、本件増資により資金調達を行う必要性が認められる。

- 本件増資における発行価額は、本件増資にかかる取締役会決議の直前営業日から遡る3ヵ月間及び6ヵ月間の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場の公表した当社株式の終値の単純平均に対して10%以上のディスカウントにならない範囲で、最終的に1株当たり50円とされているが、かかる価額は、本件増資にかかる取締役会決議の直前営業日(平成24年12月25日)の終値60円及び直前営業日から遡る1ヵ月間の終値単純平均59.57円からは10%以上のディスカウントとなる。従って、本件増資にかかる発行価額は、会社法第199条第3項の「特に有利な金額」に該当する可能性があり、本件増資は有利発行による第三者割当に該当する可能性があるが、仮に有利発行による第三者割当に該当するとしても、本件増資は、平成25年2月20日開催予定の当社臨時株主総会にて特別決議を得ることが条件とされているため、本件増資の適法性は担保されている。その他、本第三者委員会が調査した範囲においては、本件増資が「著しく不公正な方法」(会社法第210条第2号)によって行われたと推認させる事情は見当たらない。
- 当社の現状を鑑みれば、第三者割当増資以外の方法により、長年に渡る純損失などによって減少した連結純資産を増強し信用力を強化するとともに、金利負担を免れ、さらに当面の仕入資金を確保するための適切な資金調達方法は存在しないと判断するには合理性が認められ、当社が資金調達の手段として、普通株式の新規発行(第三者割当)たる本件増資を選択した理由については、相当であるといえる。
- 本件増資には、当社の財務状況、経営環境、カタリスト及び幅田氏からの借入状況などに照らし、これを実施する高度の必要性・効果が認められる。また、当社の支配権に異動が生じないという事情も考慮すれば、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は、当社の少数株主にとっても一定の合理性があると認められ、それを覆すに足りる事情は認められない。従って、13億円という本件増資の規模には相当性が認められる。また、当社の財務状況、経営環境、カタリスト及び幅田氏からの借入状況などの事情に照らせば、現物出資と金銭出資の内訳の決定理由についても合理性が認められ、現物出資と金銭出資の内訳は、相当であるといえる。
- 本件増資の引受先選定の経緯については、本件増資の目的を達成するという観点から、引受先選定も適切になされた相当なものであると認めることができる。
- 本件増資の発行価額が有利発行に該当する疑義は免れないが、当社の財務状況、経営環境、カタリスト及び幅田氏からの借入状況などの事情に照らせば、当社において、本件増資により資金調達をする高度の可能性が認められるところ、本件増資の発行価額は、本第三者委員会からの「有利発行であるとして臨時株主総会の特別決議を経るにしても、発行価額について6ヵ月間平均の10%ディスカウントのラインを採用するのは少数株主保護の見地から望ましくなく、本第三者委員会としては、3ヵ月間平均の10%ディスカウント以内というラインは遵守するように要望する。」との意見も踏まえ、少なくとも当社株式の3ヵ月間及び6ヵ月間の終値の単純平均に対して10%以上のディスカウントとはなっていない点で、少数株主に対して一定の配慮がなされたものと認められる。また、本第三者委員会において聴取した本件増資にかかる交渉経緯においても、上記のとおり、本第三者委員会の意見も反映されており、特段、不合理な点は認められない。以上に照らせば、本件増資の発行価額50円は、本件増資の高度の必要性に照らし、一定の合理性が認められると解され、本件増資による新株発行の条件については、相当性が認められるといえる。

小括として、本件増資に係る新株発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段に優越すること、本

件増資の規模、現物出資と金銭出資の内訳、引受先選定、発行価額のいずれについても、相当であると認められることから、本件増資の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

との意見を受領しております。

これらに加えて、本第三者委員会は、最後に、本件増資に係る決定が当社少数株主にとって不当に不利益なものでないかの点について検討を行い、結論として、「本件増資により、当社の少数株主において議決権の大規模な希薄化が生じることは避けられないが、上記のとおり、本件増資は、高度の必要性に基づき実施されるものであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであるから、本件増資にかかる当社取締役会の決定は、当社の少数株主にとって、議決権の希薄化を考慮してもなお、不利益なものとはいえないと解する。さらに、手続的に見ても、当社は、独立した第三者機関である本第三者委員会の意見をも踏まえて、発行価額を決定し、また、平成25年2月20日開催予定の当社臨時株主総会にて特別決議を得ることが条件とされているため、本件増資は、株主の意思を確認した上で実施されるものである。以上のとおりであるから、本件増資にかかる決定は当社少数株主にとっても、不当に不利益を与えるものではないと認めることができ、平成24年12月26日開催の当社取締役会において決議される予定の本件増資は、当社にとって、必要かつ相当なもの認められる。」旨の答申書を本第三者委員会より平成24年12月26日付で受領しております。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
カタリスト株式会社	東京都世田谷区弦巻 3-25-18	240,000	2.36%	14,440,000	39.92%
幅田 昌伸	京都府京都市左京区	1,492,538	14.68%	9,292,538	25.69%
田辺 順一	東京都世田谷区	2,592,538	25.49%	2,592,538	7.17%
杉山 昌子	千葉県松戸市	500,000	4.92%	2,500,000	6.91%
株式会社ウォーター フィールド	東京都渋谷区恵比寿 3-16-10	-	-	2,000,000	5.53%
カブドットコム証券株式 会社	東京都千代田区大手町 1-3-2	419,000	4.12%	419,000	1.16%
須田 浩生	秋田県由利本荘市	366,667	3.61%	366,667	1.01%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 2-4-6	269,400	2.65%	269,400	0.74%
井関 清	東京都豊島区	229,800	2.26%	229,800	0.64%
大村 貴代美	京都府京都市上京区	219,300	2.16%	219,300	0.61%
計	-	6,329,243	62.24%	32,329,243	89.38%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 募集後の大株主及び議決権比率は、平成24年2月10日発行済み「第1回JALCOホールディングス株式会社 第1回新株予約権（発行新株予約権個数150個 未行使新株予約権個数150個、新株予約権1個につき25,000株 株式総数3,750,000株）」の行使は織り込まないで作成しております。

4. 本日現在における上記新株予約権の保有先は、幅田昌伸氏80個（2,000,000株）、藤井隆氏30個（750,000株）、廣瀬美智俊氏20個（500,000株）、竹森広樹氏12個（300,000株）、カタリスト株式会社8個（200,000株）となっております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 当社グループの事業状況の現状及び財務状況と募集の目的

当社グループは、長年に渡ってジャルコが主体となって運営する電子機器用部品事業を中核事業として営んでまいりました。ジャルコは、昭和31年に設立以来、電子部品を開発・製造し、国内外のAV家電メーカーへ製品を提供してまいりました。特に、プレス事業に関しましては長年培った技術を持っており、AV家電業界において信頼できるメーカーとして認知を受け、アナログ・ピンジャックに始まりHDMI等のデジタル・コネクタにおいてシェアを拡大してまいりました。しかしながら、リーマンショック以降のデフレ基調における我が国経済の停滞の影響は、家電業界においては特に顕著であり、川下における最終製品価格の下落傾向が、川上である部品供給業界にも波及し、コネクタ業界に大きな影響を及ぼしていることに加えて、昨年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、オーディオ機器の需要が急速に減退したことから厳しい状況が続いておりました。

このような状況を踏まえて当社グループは、今後、グループ全体の業績の早期回復と業容の拡大を実現するためには、持株会社化することにより、新規事業展開やM&Aも視野に入れた多角化を進める一方で、ジャルコが長年にわたって培ってきた電子部品製造のノウハウを活かすことにより、製造業においてもシナジー効果を創出していくことが最良の手段であると判断し、平成23年10月に単独株式移転により当社を設立いたしました。また、平成24年1月にはJASを運営主体として、パチンコホール向けに中古パチンコ、パチスロ機の販売、レンタルを行う遊技機レンタル・割賦販売事業を新規事業として開始いたしました。

上記の組織再編、新規事業進出と併行しまして、当社グループは、電子機器用部品事業の建て直しにも注力してまいりました。平成23年8月に東北タツミ株式会社（以下、「東北タツミ」といいます。）との間で「業務委託基本合意書」を締結し、福島工場で行われていた「精密プレス部品及び機構部品の製造業務」「倉庫管理業務」を東北タツミに委託することで製造経費の変動費化を実現するなど、あらゆるコストの見直し、削減に取り組んでまいりました。しかしながら売上高の

減少に加えて、安価なデジタル電子部品を製造するアジア企業の台頭により、厳しい競争に晒されていたこと、急激な円高の進行や原材料価格の高騰の影響を吸収できなかったことなどにより製造経費のコントロールが困難となり、事業の採算性の悪化に歯止めをかけることができない状況が続いておりました。このため、当社は、電子機器用部品事業におきましては、製造部門を第三者に譲渡することにより、当該事業における製造経費に関するリスクを排除するとともに、AV家電及びその他デジタル家電におけるハイスペックな電子部品の開発、販売活動などに特化することが、収益性改善を図るための最良の方法と判断し、平成24年6月26日付発表「子会社の事業譲渡及び子会社（孫会社）の異動（出資持分譲渡）に関するお知らせ」のとおり、東北タツミとの間で、基本合意契約を締結し、平成24年9月28日をもちまして、当該事業譲渡を完了いたしました。

当該事業譲渡完了後、電子機器用部品事業におきましては、上記ハイスペックな電子部品の開発、販売活動に加えて、JASが営む遊技機レンタル・割賦販売事業に関連する、パチンコホール向けのアミューズメント機器以外の設備販売・設置に注力していく方針であり、当該事業における損失を極小化することに止まらず、平成25年3月期第4四半期以降におきましては、当該事業の黒字化を見込んでおります。一方で、遊技機レンタル・割賦販売事業におきましては、販売会社を対象とした中古遊技機の販売に加えて、平成25年3月期第2四半期において、パチンコホールを対象とした中古遊技機のレンタルを開始するなど、当社を通しての当該事業に対する資金投下、取引形態の多様化も順調に推移しており、黒字幅の拡大を見込んでおります。これらにより、当社は、平成25年3月期第3四半期連結会計期間以降、営業利益、営業キャッシュ・フローとも大幅な改善が見込まれるのに加えて、手元資金も十分に確保される見通しであり資金繰りの目処も立っていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「平成25年3月期第2四半期報告書」において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

上記のように、当社グループの事業再編は順調に推移しておりますが、長年に渡る純損失の計上、採算性が早期に見込めない事業からの撤退コストなどが嵩んだことにより、平成24年9月末における連結純資産は81百万円まで減少しており、経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難な状況であります。一方で、遊技機レンタル・割賦販売事業においては中古パチンコ・パチスロ機の仕入資金が必要であり、電子機器用部品事業におきましてもパチンコホール向けの設備案件受注の際は、先行して仕入資金が必要となるにも関わらず、現状、当社グループにおいては金融機関その他からの資金調達力が不足しているため、当社代表取締役が支配するカタリスト及び当社第2位の大株主である幅田氏からの借入によって資金ニーズを賄っている状況であり、今後、タイムリーな資金調達をできない場合には商機を逸することも懸念される状況となっております。

以上により、当社は、今後、当社グループが、一段の事業再編を推し進めるためには、著しく減少している連結純資産の増強が喫緊の課題となっていること、連結純資産の増強及び業績改善により信用力を強化し資金調達における選択肢を多様化すること、並びに当面の仕入資金を安定確保することの全てを早期に実現することが必要不可欠な状況にあります。

このようなビジネス上のニーズに対し、本件増資には、以下の効果が認められます。まず、本件増資による1,100,000,000円のデット・エクイティ・スワップにより、当社においては、有利子負債の圧縮と連結純資産の増強が図られ、かかる信用力強化より、金融機関からの借入をはじめ、資金調達における選択肢の多様化を図ることができます。また、本件増資による信用力強化により、JASの行う遊技機レンタル・割賦販売事業における取引拡大が見込まれます。さらに、本件増資により、当社においては、カタリスト及び幅田氏からの借入が消滅し、当該借入に伴う金利負担を免れることで、財務基盤の強化及び業績改善も図ることができます。加えて、当社においては、デット・エクイティ・スワップ以外の増資により得た資金186,200,000円を、当面の中古パチンコ・パチスロ機の仕入資金に充当することができ、これにより商機を逸する危険を回避することができるとともに、その回収資金をさらに再投資することなどにより、当社グループの収益改善を図ることができます。

そして、当社としては、上記のような効果のある本件増資により、当社グループの事業再編を推進していくことが、早期に収益を改善するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと確信しております。

## (2) 第三者割当による新株発行（金銭出資及びデット・エクイティ・スワップ）を資金調達方法として選択した理由

本件増資の目的は、上記(1)のとおり、当社グループが中長期的に安定した成長軌道を確認するために遊技機レンタル・割賦販売事業、電子機器用部品事業を強力に推進する必要がある中で、長年に渡る純損失などによって減少した連結純資産が債務超過又は同等の水準に陥る可能性を回避し、金融機関からの借入をはじめ資金調達手段の多様化を図り、また取引拡大を図るため、連結純資産を増強し信用力を強化するとともに、金利負担を免れ、さらには当面の仕入資金を確保することにあります。

そして連結純資産の増強という観点から、複数の資金調達方法（エクイティ・ファイナンス及びデット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスの中間的な調達方法である新株予約権付社債の発行）を検討いたしました。連結純資産を早急に増強させることが最優先課題であることから、早急な連結純資産の増強が図ることができない新株予約権付社債の発行は選択対象より除外し、エクイティ・ファイナンスを選択いたしました。次に、エクイティ・ファイナンスのうち株主割当増資については長期に渡り配当を実施できていないことから実現可能性が低いと判断し、第三者割当増資を選択いた



しました。さらに、株式が、新株予約権かを検討いたしましたが、前述のとおり、本件増資の主たる目的は連結純資産を早急に増強させることですので、株式によるものとしました。

また、仕入資金の調達につきましては、銀行を始めとする金融機関からの間接金融による調達を検討し、複数の金融機関と折衝してまいりましたが、長期に渡って当期純損失を計上していることから融資を受けることができない状況でありました。そのような状況においては、第三者割当増資以外には、仕入資金の調達という目的を達成することができる資金調達方法は存在しないことから、仕入資金の調達についても第三者割当増資によることといたしました。

次に、本件増資の規模及び現物出資と金銭出資の内訳を決定した経緯は、以下のとおりであります。

すなわち当社は本件増資を検討するにあたって、

- ・連結純資産が、平成24年9月末時点で81百万円まで減少していること
- ・経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難であること
- ・中古パチンコ・パチスロ機の販売又はレンタル、LED、防犯カメラなどパチンコホール向け設備販売・設置などの案件は概ね1億円を超える取引となり、既存取引先との取引ロットアップ、新規取引先の獲得を実現するには、純資産、時価総額など外形的な信用力の強化が必要であること
- ・パチンコ業界においては新規開店、リニューアルなど設備投資需要が11月から2月の時期に集中する傾向にあり、上記信用力の強化、新規受注に対応するための仕入資金の確保は遅くとも平成25年2月中に実現しておく必要があること

などの理由から、早急に10億円規模の増資を行うことが必須であるという結論に至りました。

さらに本件増資の引受先選定にあたっては、連結純資産の増強、所要資金の調達を早期かつ確実に実現する必要があることから、最初に、既然大株主であり、かつ当社に対して事業資金の貸付をいただいているカタリスト、幅田氏に、本件増資の趣旨をご説明の上、金銭出資によるお引受をお願いしました。これに対して、カタリスト、幅田氏ともご理解をいただき、引受についてご承諾いただきました。しかしながら、当社に対して相応の出資を行うために必要な資金を短期間で準備するのは難しいことから、金銭出資ではなく、当社グループに対して有している貸付債権（カタリスト7億10百万円、幅田氏3億90百万円）を上限とする現物出資による引受をご提案いただきました。

（なお、上記借入金11億円のうち7億30百万円については、JASが運営する遊技機レンタル・割賦販売事業にて運用されております。遊技機レンタル・割賦販売事業の業績につきましては、取扱高、取扱残高とも順調に推移し、平成25年3月期第2四半期決算において、全社費用配分前のセグメント収益80百万円を計上しておりますが、当該借入ができなかった場合は、案件の受注は不可能であり、収益も実現しなかったことは明らかであります。また、90百万円については、ジャルコが運営する電子機器用部品事業におけるLED、防犯カメラ等の仕入資金に充当する予定であり、相応の収益を確保することを見込んでおります。従いまして、上記借入金11億円のうち、ジャルコの事業整理等に使用した2億80百万円を除く8億20百万円については、当社の収益改善に寄与している、もしくは今後寄与するための借入であり、ジャルコの事業整理等に使用した2億80百万円についても、損失を最小限に止める上では、必要不可欠な借入であり、各々が適宜適切なタイミングで行われた借入であるものと認識しております。）

当社は、上記ご提案への対応を検討の結果、

- ・当社が必要としている10億円規模の連結純資産強化が即時に実現する
- ・現物出資していただくことで有利子負債の圧縮と支払利息の削減が即時に実現できる
- ・現物出資であり直接の資金の受け入れはないが、当該借入金のうち、中古パチンコ・パチスロ機の販売、レンタル事業に投下している資金は、返済資金のプールを勘案することなく再投資が可能となり、特にレンタル事業における回収金は新規資金の調達と同様の意味を持つ
- ・現物出資の額を減らして金銭出資の額を増加させることも検討の余地はあるが、現実的にカタリスト、幅田氏以外から同規模の引受先を短期間で決定するのは困難である

という理由から、カタリスト、幅田氏に対して、各々が当社に対して有している貸付債権全額を現物出資していただくことをお願いいたしました。

一方で、上記のとおり、パチンコ業界においては、11月から2月の時期に設備投資需要が集中する傾向にあり、このタイミングで取引先、売上高の嵩上げに成功すれば、その後の業容拡大にも大きく寄与することから、積極的に商談を進めておりますが、仕入資金の確保ができないなど当社の信用力不足に起因して商機を逸するようなことがあれば、当社は甚大なダメージを受けることとなります。そこで、当社は、現段階で、現在進行中の案件のうち、今後の取引基盤強化を実現するために最低限必要な案件を受注するための所要額（仕入資金等）を検討の上、金銭出資による調達額を2億円に決定し、株式会社ウォーターフィールドと杉山氏をお願いいたしました。

### (3) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断

本第三者割当増資により増加する株式数は26,000,000株であり、平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数

10,175,915株に対し255.51%（議決権個数101,690個に対しては255.68%）となり、既存株主様に対して大規模な希薄化が生じる見込みであります。この結果、今後の株式市場の動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社株式価値

に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、平成24年2月に第三者割当による新株発行(発行前株式総数7,041,586株 発行後株式総数10,175,915株 発行新株式数3,134,329株)及び新株予約権の発行(150個3,750,000株 本有価証券届出書提出日現在 全個未行使)を行っており、新株予約権による潜在株式数を控除した場合でも、前回増資前の発行済株式総数7,041,586株に対し、前回増資及び本件増資により増加する株式数は29,134,329株となり、前回増資と本件増資の間に1年余りの間隔はありますが、その希薄化率は413.75%となっております。また、平成24年2月10日を効力発生日として変更しました当社の発行可能株式総数40,000,000株(変更前発行可能株式総数20,000,000株)に対しまして、本件増資後発行済株式総数36,175,915株と潜在株式3,750,000株の合計は39,925,915株となります。

しかしながら、今後、当社グループが、一段の事業再編を推し進めるためには、著しく減少している連結純資産の増強が喫緊の課題となっていること、連結純資産の増強及び業績改善により信用力を強化し資金調達における選択肢を多様化すること、並びに当面の仕入資金を安定確保することの全てを早期に実現することが必要不可欠であり、本件増資が実現しなかった場合、事業再編の速度は大きく鈍化することが懸念されます。

この点、本件増資によって、連結純資産の増強及び信用力の強化が図られ、これにより資金調達手段の多様化を図ることができ、また、借入による金利負担を免れることで財務基盤の強化及び業績改善を図ることができ、さらにはデット・エクイティ・スワップ以外の増資による資金調達により、当面の仕入資金を確保することができ、当社としては、このような効果のある本件増資により、当社グループの事業再編を推進していくことが、早期に収益を改善するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては貴社グループの企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと確信しております。

そのため、当社は、このような本件増資の目的に照らしても、本件増資の希薄化の規模は、合理的なものであると判断しております。

以上により、当社は、本件増資によって債務超過に陥るリスクを完全に回避し、事業再編を推進していくことが、早期に収益を改善するための最良の選択であり、中長期的に安定した経営基盤を構築することが、当社グループの企業価値向上及び既存株主の皆様の利益向上につながるものと確信しております。

しかしながら、本件増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる希釈化を生じさせることを内容としており、平成25年2月20日開催予定の当社の臨時株主総会において、本件増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただくことを条件として実行することとしております。

#### (4) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件増資は、希薄化率が25%以上となることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」に定める(1)経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認、のいずれかの対応を必要とします。

従いまして、当社は株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成25年2月20日に臨時株主総会を開催し、本件増資による資金調達の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。また本件増資は支配株主との取引等に該当しません。

### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年12月26日）までの間において新たに以下のリスクが生じております。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 株式価値の希薄化に関わるリスク

本新株の発行にかかる議決権の数は260,000個であり、今般の資金調達には議決権数比率で255.68%となることから、大規模な1株当たりの希薄化が生じ、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があります。

しかしながら、依然として営業損失を計上しており、平成24年9月30日における時点において債務超過とはならないものの、連結純資産が81百万円まで減少しており、経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難な状況であります。

上記の状況を改善するためにも、当社の財政面での安定性を確保するためには、当該規模の資金調達が望ましいと考えており、新株式の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、有利子負債の圧縮を実現しつつ手元資金の確保を行い、更に既存及び新規事業への事業投資を行うことによって、財務基盤の強化ができることによる与信力の向上や企業価値の向上が期待されることが、株主利益の保護のために不可欠な条件であることから、今回の大規模な第三者割当の規模及びスキームは合理的なものであると判断しております。

しかしながら、当該資金調達が事業収益の改善に結びつかず、株式価値の希薄化を伴ったにもかかわらず、事業基盤の改善を伴わない可能性があります。

#### (2) 本株式の失権について

当社は本株式の各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、これらの各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本株式の払込みに確実性があると判断しておりますが、仮に本株式において払込みがなされず、失権となった場合は、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

## 2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第1期事業年度）提出日（平成24年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告 提出日：平成24年6月29日）

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、田辺順一、松島正道、三嶋良英、大浦隆文を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木英一を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山岸和仁を選任する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款の一部変更の件	58,702	21	0	(注)1	可決(99.96%)
第2号議案 取締役4名選任の件				(注)2	
田辺 順一	58,569	154	0		可決(99.74%)
松島 正道	58,569	154	0		可決(99.74%)
三嶋 良英	58,569	154	0		可決(99.74%)
大浦 隆文	58,553	170	0		可決(99.71%)
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
鈴木 英一	58,624	99	0		可決(99.83%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
山岸 和仁	58,586	137	0		可決(99.77%)
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	58,455	268	0	(注)3	可決(99.54%)

(注)1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第1期)	自 平成23年10月3日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第2期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

JALCOホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 関本 享 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJALCOホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

JALCOホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 関本 享 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJALCOホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度に引き続き当連結会計年度においても営業損失、当期純損失及びキャッシュ・フローのマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消するための対応策は、当該注記に記載されているが、業績への貢献は来年度以降であり、今後の消費動向に左右される要因が大きいこと、資金については不確定であることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月29日開催の取締役会において、子会社であるPT. JALCO ELECTRONICS INDONESIAの固定資産の譲渡を行うことを決議した。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日開催の取締役会において、電子機器用部品事業の一部、及び株式会社ジャルコの子会社である杭州佳路克電子有限公司並びにJALCOELECTRONICS HONGKONG LIMITEDの株式会社ジャルコ保有出資持分の全ての譲渡を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、JALCOホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、JALCOホールディングス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

JALCOホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 関本 享 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJALCOホールディングス株式会社の平成23年10月3日から平成24年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失、当期純損失の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消するための対応策は、当該注記に記載されているが、業績への貢献は来期以降であり、今後の消費動向に左右される要因が大きいこと、資金については不確定であることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月29日開催の取締役会において、子会社であるPT. JALCO ELECTRONICS INDONESIAの固定資産の譲渡を行うことを決議した。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日開催の取締役会において、電子機器用部品事業の一部、及び株式会社ジャルコの子会社である杭州佳路克電子有限公司並びにJALCOELECTRONICS HONGKONG LIMITEDの株式会社ジャルコ保有出資持分の全ての譲渡を行うことを決議した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。